

地域計画

策定年月日	令和7年3月12日
更新年月日	令和8年7月21日 (第2回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	川俣町 (07308)
地域名 (地域内農業集落名)	福沢地区 (熊ノ宮、オノ神、中組、上組、古菰蒲坂、栗和田、西方)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	216.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	98.6 ha
② 田の面積	76.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	139.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.45 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は山間部に農地が多く存在しており、傾斜地や不整形地が多く作業効率が悪いほか、地域全体で北向きの農地が多いため日照不足による作物の生育不足が見受けられる。また、大きな河川やため池が無い場合、水問題も発生している。 一部地域において、水稻の収穫作業を地区外の担い手に委託している状況であるが、地区全体で担い手の高齢化が進み、後継者も不足しているため、10年後は遊休農地となってしまう可能性が懸念されており、その対策も喫緊の課題である。 【地域の基礎的データ】 認定農業者7名(うち50代以下0名)、中山間地域等直接支払制度集落協定:5協定 主な作物:水稻、花卉、川俣シャモ、畜産、飼料作物
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物である水稻を作付けしている農地については、引き続き営農を続け守っていく。また、収穫作業を地区外の担い手へ委託している状況であり、今後10年間程度は現状維持の耕作が見込めるが、担い手が高齢化等でリタイアした場合に代わりとなる担い手を地区内外から募集していく必要がある。 現在耕作していない農地については、中山間地域等直接支払交付金を活用し維持管理を行うなど、継続的に利用方法を検討していく必要がある。 また、一部地域で構築されている耕畜連携による循環型農業を継続していく。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在耕作を行っている担い手を目標地図に位置付けて集積を行う。担い手の営農が困難となった場合は地区内外の他の担い手に集積し、営農を継続していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.6	%	将来の目標とする集積率
			7.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
目標地図に位置付けた担い手や地区内外からの耕作希望者に対し、地権者との合意の上で農地中間管理事業を活用した集約を進め、持続可能な農地活用を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
現在高齢の農業者については、10年後までにリタイアや規模縮小する可能性がある。後継者がいない場合、その農地は耕作放棄地になってしまう可能性がある為、相談を受けた際には地区内外から後継者を募り集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を踏まえながら担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
水路や作業道、圃場整備の要望がある場合は、国や県の補助金を活用し実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
福島県農業経営・就農支援センター、県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、福島県農業振興公社、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在のところ農業支援サービス事業者への委託予定はないが、今後担い手が高齢化によりリタイアしていく事を想定し、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入の継続と、より効果的な対策の検討を行う。
⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の保管理を継続する。
⑨耕種農家が飼料作物を畜産農家へ供給し、畜産農家で生産された堆肥を耕種農家に還元する耕畜連携による循環型農業を継続していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手1	水稻・花卉	0.6 ha	- ha	水稻・花卉	0.6 ha	- ha	①	
認農	担い手2	軍鶏・野菜・水稻	1.12 ha	- ha	軍鶏・野菜・水稻	1.12 ha	- ha	②	
認農	担い手3	花卉・小麦	0.66 ha	- ha	花卉	0.66 ha	- ha	③	
認農	担い手4	軍鶏	- ha	- ha	軍鶏	- ha	- ha	④	
認農	担い手5	水稻・野菜	0.3 ha	- ha	水稻・野菜	0.3 ha	- ha	⑤	
認農	担い手6	水稻・野菜	1.4 ha	1 ha	水稻・野菜	1.4 ha	1 ha	⑥	
認農	担い手7	水稻・畜産	4.18 ha	- ha	水稻・畜産	4.18 ha	- ha	⑦	
利用者	担い手8	花卉・水稻	0.65 ha	- ha	花卉・水稻	0.8 ha	- ha	⑧	
利用者	担い手9	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha	⑨	
利用者	担い手10	水稻・野菜	0.21 ha	- ha	水稻・野菜	0.21 ha	- ha	⑩	
利用者	担い手11	水稻・花卉	0.7 ha	- ha	水稻・花卉	0.9 ha	- ha	⑪	
利用者	担い手12	水稻・野菜	0.4 ha	- ha	水稻・野菜	0.4 ha	- ha	⑫	
利用者	担い手13	水稻	0.1 ha	- ha	水稻・軍鶏	0.2 ha	- ha	⑬	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		10.42 ha	1 ha		10.87 ha	1 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。